

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十六号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十六号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年十二月十四日とする。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 安倍 晋三